

資料 - 2

第1回紀の川流域委員会準備会議 - 議事に関する説明資料 -

平成13年1月18日

準備会議の公開(案)

3. 会議開催の案内

会議の傍聴ができる場合の会議開催案内

記者クラブを通じて案内

(案内する ・ 案内しない)

和歌山工事事務所等のホームページ上で案内

(案内する ・ 案内しない)

その他()

4. 会議資料等の公開

準備会議資料

案1 公開しない

案2 原則公開する

議事録

案1 公開しない

案2 公開する

公開する場合は、

案1 骨子のみ

案2 全て公開する

5. 個人名等の公開

委員選定段階での個人名等の公開の取り扱い

案1 一切制限を設けない

案2 審議段階では伏せる

6. 会議資料等を公開する場合の方法

案1 ホームページに掲載

(する(和歌山工事事務所など) ・ しない)

案2 ニュースレターの配布

(する ・ しない)

配布する場所は

和歌山工事事務所(出張所を含む)など

(配布する ・ 配布しない)

和歌山県・奈良県と出先機関(土木事務所等)

(配布する ・ 配布しない)

その他()

案3 資料の供覧

(する ・ しない)

供覧する場所は

和歌山工事事務所(出張所を含む)など

(供覧する ・ 供覧しない)

和歌山県・奈良県と出先機関(土木事務所等)

(供覧する ・ 供覧しない)

その他()

案4 資料の貸し出し

(する ・ しない)

資料の貸出場所は、案3の供覧場所と同じとする。

7. 記者発表

準備会議終了後の記者発表

(する ・ しない)

する場合は

案1 記者会見を行う

案2 記者クラブへの資料配付のみとする。

記者会見を行う場合の一般傍聴参加

案1 傍聴できない

案2 傍聴できる

運営方針(案)

運営方針(案)

紀の川流域委員会準備会議の運営方針

- 1) 紀の川流域委員会準備会議の運営方針（審議の進め方や公開方法等）は、準備会議で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も準備会議が行う。
- 2) 近畿地方整備局は、河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが審議には関与しない。
- 3) 審議の過程で一般住民からも意見を聴くか。
・意見を聴く (聴く ・ 必要に応じて聴く ・ 聴かない)
- 4) 意見を聴く場合はどのように聴くか。
・郵送で受け付ける (受け付ける ・ 受け付けない)
・FAXで受け付ける (受け付ける ・ 受け付けない)
・電子メールで受け付ける (受け付ける ・ 受け付けない)
・電話で受け付ける (受け付ける ・ 受け付けない)
・準備会議の中で傍聴者から意見を聴く (聴く ・ 必要に応じて聴く ・ 聴かない)
・その他()

紀の川流域委員会委員の選定(案)

委員会委員の選定について(案)

< 委員の構成 >

・大学や研究機関等の研究者（経験者含む）に限定する (する ・ しない)

・居住地を限定するか (する ・ しない)

限定する場合は

案1 直轄沿川市町村とする

案2 流域内市町村とする

案3 流域内及び水需給区域（予定を含む）内市町村とする

案4 和歌山県、奈良県内とする

案5 近畿圏内とする

案6 その他()

・考慮する専門分野は何にするか

大分類	小分類	採・否	大分類	小分類	採・否	
治水	1 治山・砂防	採・否	人文	19 法律	採・否	
	2 洪水(洪水防御)	採・否		20 経済	採・否	
	3 高潮、津波	採・否		21 水文化	採・否	
	4 河床変動	採・否		22 教育	採・否	
	5 河川工学	採・否		23 地域、まちづくり	採・否	
	6 防災・危機管理	採・否		その他	24 マスコミ	採・否
利水	7 水資源	採・否	25 NPO		採・否	
	8 農業関係	採・否	26 住民団体		採・否	
	9 漁業関係	採・否	27 自然保護団体		採・否	
	10 親水	採・否	28 その他			
	11 水道原水	採・否				
環境	12 魚介類	採・否				
	13 底生動物	採・否				
	14 植物	採・否				
	15 鳥類	採・否				
	16 両生類・爬虫類・哺乳類	採・否				
	17 陸上昆虫類	採・否				
	18 水質	採・否				

< 部会の設置 >

部会を設けるか (設ける ・ 設けない ・ 紀の川流域委員会において議論し決定する)

< 委員会の規模 >

()人程度
10人未満 10~15人 15~20人 20~25人 25~30人 30~35人 35~40人

< 選出方法 >

紀の川流域委員会準備会議委員からの推薦 (する ・ しない)
河川管理者からの推薦 (させる ・ させない)
一般からの公募 (する ・ しない)
公募する場合の推薦方法
自薦 (認める ・ 認めない)
他薦 (認める ・ 認めない)
その他 ()

< 公募の条件 >

- ・意見書(所属する団体や個人の紀の川流域における活動状況や行政に対する意見等)の提出を求めるか
(求める ・ 求めない)
求める場合は必須とするか任意とするか (必須 ・ 任意)
- ・意見陳述を求めるか (求める ・ 求めない)
求める場合は必須とするか任意とするか (必須 ・ 任意)
求める場合は時間制限を行うのか
時間制限を行う場合は
案1 意見陳述全体の時間を予め定め、人数によって一人あたりの制限時間を割り振る。
全体の時間()分間
案2 一人あたりの時間制限を定め、意見陳述全体の時間制限は定めない。
一人あたりの時間制限()分間

< 公募する場合の締め切り >

- ・委員候補選定の審議を行う()日前まで

< 公募する場合の一般への周知方法 >

新聞告知 (する ・ しない)

新聞告知する場合のエリアは

- 案1 和歌山・奈良県内
- 案2 近畿圏内
- 案3 全国
- 案4 その他()

ホームページ (する ・ しない)

その他()

紀の川流域委員会委員公募のお知らせ(案)

紀の川流域委員会及び準備会議の内容

紀の川流域委員会は、改正河川法を受けて河川管理者が設置するもので、紀の川流域において国が管理する区間の河川整備計画の原案を審議する場です。現在、この流域委員会のあり方について検討を行うため準備会議を立ち上げています。

委員を公募する理由

1月18日に開催された第1回準備会議では、「川づくり」に対して、計画段階から積極的な住民参画を促すために、委員を広く一般からも公募することになりました。
()月()日に開催する第()回準備会議においては、応募された候補者も含めて流域委員会の委員候補が選定されます。

公募の方法

(自薦、他薦は問いません。)流域委員会の委員にふさわしいと思われる方(は・の)氏名、連絡先、(意見書【所属する団体や個人の紀の川流域における活動状況や行政に対する意見等】)を(添えて・必ず添えて)下記まで連絡下さい。

締め切りは()月()日必着です。

(また、応募される方は、意見陳述を第()回準備会議でお願いすることとしています。場所は和歌山市内を予定しています。(陳述を希望される方は氏名、連絡先を下記まで連絡して下さい。締め切りは()月()日必着です。)場所等、陳述時間等については決定次第申し込まれた連絡先まで連絡いたします。)

連絡先

紀の川流域委員会準備会議 庶務担当
国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所 調査第一課 和佐または田中
TEL:073-424-2471 FAX:073-427-1859
和歌山市砂山南3-1-15
E-mail:tanaka-k86uw@kkcr.mlit.go.jp
URL:http://www.kkcr.mlit.go.jp/wakayama/

()内は準備会議の審議結果による

準備会議のスケジュール(案)

準備会議のスケジュール(案)

